

第十三回国会
衆議院

電気通信委員会
議録第二十二号

（八〇二）

昭和二十七年五月十五日（木曜日）

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 田中 重剛君

理事 高橋 三郎君 理事 橋本登美三郎君

理事 松井 政吉君

石原 登君

岡西 明貞君

庄司 一郎君

福永 一臣君

石川金次郎君

出席國務大臣

電気通信大臣 佐藤 榮作君

出席府委員

電波監理委員長 網島 毅君

電氣通信監 山下知二郎君

電氣通信事務官（業務局長） 田邊 正君

電氣通信事務官（総務局長） 横田 信夫君

電氣通信技官（施設局長） 中尾 徹夫君

委員外の出席者

電気通信事務次官 輒 勉君

専門員 吉田 弘苗君

専門員 中村 寅市君

五月十五日

委員降旗徳源君辞任につき、その補欠として大西弘君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

日本電信電話公社法案（内閣提出第二十二号）

日本電信電話公社法施行法案（内閣提出第二十三号）

国際電信電話株式会社法案（内閣提出第二十四号）

電波法の一部を改正する法律案（内閣提出第二十三号）

電波管理に関する件

○田中委員長 これより開会いたします。

電波法の一部を改正する法律案を議題とし、審査に入ります。まずその趣旨の説明を求めます。網島政府委員。

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 海岸局及び船舶局の運用（第六十二条―第七十条）」を「第一節 海岸局及び船舶局の運用（第六十二条―第七十条）」と改める。

二節 海岸局及び船舶局の運用（第六十二条―第七十条）

三節 航空局及び航空機局の運用（第七十条―第七十條の六）

七十条の二（第七十條の六）に改める。

第五條第一項中第五号及び第六号を削り、同条第二項に次の一号を加える。

三 航空法（昭和二十七年法律第百二十七号）第七十條但書の許可を受けて本邦内の各地間の航空の用に供される航空機の無線局

第五條に次の一項を加える。

左の各号の一に該当する者には、無線局の免許を與へないことができる。

一 この法律又は放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）に規定

する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

二 無線局の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

第六條第三項中「（船舶無線電信局（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）及び船舶無線電信局（船舶の無線局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）」を「（船舶の無線局をいう。以下同じ。）」に改める。

第六條に次の一項を加える。

四 航空機局（航空機の無線局をいう。以下同じ。）の免許を受けようとする者は、第一項の書類に同項に掲げる事項の外、その航空機の所有者、用途、種類、等級、型式、航行区域、定置場及び登録記号をあわせて記載しなければならぬ。

第十三條第二項中「船舶及び漁船の操業区域の制限に関する政令（昭和二十四年政令第三百六号）第五條の漁船の船舶無線電信局」とを「船舶の船舶局（以下「義務船舶局」という。）及び航空法第六十條に掲げる場合に該当する航空機の航空機局（以下「義務航空機局」という。）」に改める。

第二十七條第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改め、同条第二項中「船舶」を「船舶又は航空機」に、「目的港」を「目的地」に改める。

第三十三條に次の一項を加える。

三 船舶局が義務船舶局であつて、船舶無線電信局（船舶局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。であるときは、前項の規定により備えなければならない連絡設備は、船舶内の主たる連絡設備から独立し、且つ、同時に音声を送り、及び受けることができるものでなければならぬ。但し、船舶安全法第四條第一項第三号（同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶無線電信局であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

二 義務船舶局の無線電話であつて、船舶安全法第四條第二項（同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により無線電信に代えたものは、船舶の上部に設けなければならない。第三十四條の前の見出しを削り、同

三 船舶局が義務船舶局であつて、船舶無線電信局（船舶局であつて、無線電信により無線通信を行うもの）をいう。以下同じ。であるときは、前項の規定により備えなければならない連絡設備は、船舶内の主たる連絡設備から独立し、且つ、同時に音声を送り、及び受けることができるものでなければならぬ。但し、船舶安全法第四條第一項第三号（同法第十四條の規定に基づく政令において準用する場合を含む。以下同じ。）の船舶の船舶無線電信局であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

第三十三條の次に次の一條を加える。

（義務船舶局の条件）

第三十三條の二 義務船舶局の無線電信は、受信に際し外部の機械的雑音その他の雑音による妨害を受けない場所であつて、できる限り安全を確保することができるような高い場所に設けなければならない。但し、船舶安全法第四條第一項第三号の船舶に施設する無線電信であつて、郵政省令で定めるものについては、この限りでない。

設備は、電波監理委員会規則で定める有効通達距離をもつものでなければならぬ。

第三十七条中「緊急自動受信機」の下に「船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信、電波監理委員

会規則で定める航空機に施設する無線設備の機器」を加える。
第三十九条但書中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。
第四十条の表中第一級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

無線設備の通信操作

船舶又は航空機に施設する無線設備の技術操作

陸上に施設する空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作

陸上に開設する無線航行局（電波を利用して、航行中の船舶若しくは航空機の位置若しくは方向を決定し、又は船舶若しくは航空機の航行の障害物を探知するために開設する無線局をいう。以下同じ。）の無線設備の技術操作

第四十条の表中第二級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

国内通信のための無線設備の通信操作

航空局（航空機局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）及び航空機局の国際通信（公衆通信を除く。）のための無線設備の通信操作

第一級無線通信士の指揮の下に行う国際通信のための無線設備の通信操作

船舶に施設する空中線電力五百ワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作

航空機に施設する無線設備の技術操作

陸上に施設する空中線電力二百五十ワット以下の無線電信及び七十五ワット以下の無線電話（放送をする無線局の無線電話を除く。）の技術操作

陸上及び船舶に開設する無線航行局の無線設備であつて、三万キロサイクルをこえる周波数を使用するものの技術操作

第四十条の表第三級無線通信士の項中「国内通信」の下に「（航空移動通信（航空機局と航空機局又は航空局との間の無線通信をいう。以下同じ。）を除く。）を、「海岸局の下に」（船舶局と通信を行うため陸上に開設する無線局をいう。以下同じ。）を加える。

第四十条の表中第三級無線通信士の項の次に次のように加える。

航空移動通信（国際通信たる公衆通信を除く。以下同じ。）のための無線電話の通信操作

航空無線通信士 空中線電力百ワット以下の航空移動通信のための無線設備の技術操作

航空無線通信士 空中線電力百ワット以下の航空移動通信のための無線設備の技術操作

無線設備の技術操作
航空機の航行のための無線航行局の無線設備であつて、三万キロサイクルをこえる周波数を使用するものの技術操作

第四十条の表中第二級無線通信士の項の下欄を次のように改める。

第一級無線技術士の指揮の下に行う無線設備の技術操作
空中線電力二キロワット以下の無線電信及び五百ワット以下の無線電話の技術操作無線航行局の無線設備の技術操作

第五十条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条中第一項の次に次の一項を加える。
2 国際航空に従事する航空機の航空機局であつて、無線電信により無線通信を行うものには、航空機通信長（航空機通信士の長をいう。）として、無線通信士の資格を得て五十時間以上航空機の無線通信の業務に従事し、且つ、現に第一級無線通信士の免許を受けている者を配置しなければならない。

第五十二条第一号から第三号までの規定中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。
第六十三条第一項中「第二種局」の下に「及び第三種局甲（総トス数千六百トン未満五百トン以上の旅客船以外の船舶安全法第四条の船舶の無線電信局であつて、公衆通信業務を取り扱わないものをいう。以下同じ。）を加える。

第六十三条第二項中「一日八時間」の下に「第三種局甲にあつては一日四時間」を加える。
第六十三条第三項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。
3 義務船舶局であつて、船舶安全法

第四十条第二項の規定により無線電話をもつて無線電信に代えたものは、その船舶の航行中は、郵政省令で定める時間割の時間運用しなければならない。

4 前項の時間割の時間は、一日四時間とする。
第六十五条第一項を次のように改める。
五百キロサイクルの周波数の指定を受けている第一種局及び第二種局は、五百キロサイクルの周波数で常時聴守しなければならない。

第六十五条第二項を第五項とし、同条中第一項の次に次の三項を加える。
1 五百キロサイクルの周波数の指定を受けている沿岸局及び第三種局甲は、その運用しなければならない時間（以下「運用義務時間」という。）中は、五百キロサイクルの周波数で聴守しなければならない。

3 前二項の無線局は、運用義務時間中の第一沈黙時間を除く外、現に通信を行っている場合は、前二項の規定による聴守をすることを要しない。但し、緊急自動受信機を施設している船舶無線電信局にあつては、この限りでない。

4 第一項及び第二項の無線局は、運用義務時間中は、緊急自動受信機により聴守してはならない。但し、現に通信を行っている場合は、この限りでない。
第六十五条に次の一項を加える。
6 第三種局乙（第一種局、第二種局及び第三種局甲に該当しない船舶無線電信局をいう。以下同じ。）は、二時間をこえない範囲において郵政省令で定める時間、郵政省令で定める周波数で聴守しなければならない。但し、現に通信を行っている場合は、この限りでない。
第六十六条第一項中「船舶」を「船舶又は航空機」に改める。
第五十章第七十条の次に次の一節を加える。
第三節 航空局及び航空機局の運用
第七十条の二 航空機局の運用は、その航空機の航行中及び航行の準備中に限る。但し、受信装置のみを運用するとき、第五十二条各号に掲げる通信を行うとき、その他電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。
2 航空局又は沿岸局は、航空機局から自局の運用に妨害を受けたときは、妨害を除去するために必要な措置をとることを求めることができる。
3 航空機局は、航空局と通信を行う場合において、通信の順序若しくは時刻又は使用電波の型式若しくは周波数について、航空局から指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。

ばならない。

(運用義務時間)

第七十条の三 義務航空機局は、電波監理委員会規則で定める時間運用しなければならない。

2 航空局は、常時運用しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(聴守義務)

第七十条の四 航空局及び航空機局は、その運用義務時間中は、電波監理委員会規則で定める周波数で聴守しなければならない。但し、電波監理委員会規則で定める場合は、この限りでない。

(航空機局の通信連絡)

第七十条の五 航空機局は、その航空機の航行中は、電波監理委員会規則で定める方法により、電波監理委員会規則で定める航空局と連絡しなければならない。

(運用)

第七十条の六 第六十四条第一項(第一沈黙時間)及び第六十六条から第六十九条まで(遭難通信、緊急通信、安全通信及び船舶局の機器の調整のための通信)の規定は、航空局及び航空機局の運用について準用する。

第七十五条中「第五條」を「第五條第一項及び第二項」に改める。

第七十六条第二項に次の一号を加える。

四 免許人が第五條第三項第一号に該当するに至つたとき。

第七十六条に次の一項を加える。

3 電波監理委員会は、前項の規定により免許の取消をしたときは、当該免許人であつた者が受けている他の無線局の免許を取り消すことができ

る。

第八十三条第一項第一号中「第三十五條(補助装置の備えつけ)」の下に

「第三十六條の二(義務航空機局の条件)」を加え、「第五十條第二項」を「第五十條第三項」に、「第六十五條第二項(聴守義務)」を「第六十五條第二項、第七十條の四(聴守義務)、第七十條の五(航空機局の通信連絡)」に改め、同項

第二号中「第七十六條第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第九十九條の十一第一号中「第三十五條(補助装置の備えつけ)」を「第三十四條から第三十五條の二まで(義務船舶局の条件)、第三十六條(救命艇の無線電信の条件)」に、「第六十五條第二項」を「第六十五條第五項及び第六項」に、「及び第六十條第一項第二号」を「並びに第六十條第一項第二号」に改める。

第七十條の次に次の一條を加える。

(船舶又は航空機に開設した外国の無線局)

第七十條の二 第二章及び第四章の規定は、船舶又は航空機に開設した外国の無線局には、適用しない。

2 前項の無線局は、左に掲げる通信を行う場合に限り、運用することができる。

一 第五十二條各号の通信

二 公衆通信業務を行うことを目的とする無線局との間の通信

三 航空機の航行の安全に関する通信(公衆通信を除く。)

第七十條第一項中「第六十六條第一項」の下に「(第七十條の六において準用する場合を含む。)」を加える。

第七十六條第二項中「船舶遭難」の下に「又は航空機遭難」を加える。

第七十二條第二号を第三号とし、

第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十條の二第一項の規定に違反した者

第七十三條第二号中「第六十四條第一項」の下に「(第七十條の六において準用する場合を含む。)」を加える。

「又は航空機遭難」を加える。

第一号の次に次の一号を加える。

二 第七十條の二第一項の規定に違反した者

第七十三條第二号中「第六十四條第一項」の下に「(第七十條の六において準用する場合を含む。)」を加える。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。但し、第三十三條第三項、第三十三條の二から第三十六條まで、第三十七條(船舶安全法第二條の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電信に係る部分に限る。)、第六十三條、第六十五條及び第九十九條の十一第一号の改正規定は、昭和二十七年十一月十九日から施行する。

2 この法律の施行の際現に聴守員級無線通信士の資格を有している者については、その免許の有効期間内は、第四十條の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

○郵政政府委員 ただいま御審議にあずかります電波法の一部を改正する法律案を提出いたしました理由を申し述べたいと思ひます。

去る四月二十八日に效力を発生しました日本国との平和條約締結の際におきまして、わが政府はこの條約の最初の效力発生後六箇月以内に、國際民間航空條約への参加の承認を申請する意思があることを宣言しておりますが、平和條約第十三條におきましては、わが国は國際民間航空條約第九十三條に従つて同條約の当事国となるまで、航空機の國際航空に適用すべきこの條約の規定を実施し、かつ同條約の條項に従つてその條約の附屬書として採択

された標準方式及び手続を実施することを規定しております。

この規定に従ひまして、政府は航空に関する基本法たる航空法を制定いたしますために、航空法案を今国会に提出しておりますが、これに就いて電波法中にも航空機の無線局に關し、めざましく発達したこの種電波の利用上必要な規定を設けることが必要となつたのでございます。

また電波法は、船舶の航行の安全のための無線局に關しまして規定しておりますが、現行法律の規定は、一九二九年の海上の人命の安全のための國際條約の規定に従つておりますが、一九四八年にロンドンにおいて新たに海上における人命の安全のための國際條約が締結せられまして、本年十一月十九日に效力を発生いたしますこととなつておるのであります。

ところで前に申し上げました平和條約締結の際に、わが政府は実行可能な最短期間内に、かつ平和條約の最初の效力発生後一年以内に、この新しい海上における人命の安全のための國際條約に正式に加入する意思があることを宣言しております。政府はこの條約加入の手続を進めるとともに、船舶安全法の一部を改正する法律案を今国会に提出しておりますが、これに就いて電波法中の船舶の無線局の規定につき必要な改正を行う必要がありま

す。

以上の理由により、電波法の一部を改正する法律案をここに提出いたします次第であります。何とぞ御審議の上御可決あらんことをお願いいたします。

○田中委員長 電波管理に關し、橋本

委員より質疑の申出があります。これを許します。橋本委員。

○橋本(登)委員 郵政政府委員に電波行政について御質問申し上げますので、最近これは当局も御承知のよう

に、いろ／＼の意味での電波が相当乱れ飛んでおるようであります。きのうの毎日新聞の夕刊に自由日本放送という名前が赤い放送が行われておる、こういうことが書かれておりますが、最近こうした思想攻勢ばかりでなくして、他の意味でのいろ／＼な放送があると思ふのであります。これらの放送に對して何らか電波統制という裏面から、かつまたこうした国内秩序の維持という意味からして、何らか当局においては対策を講じておられるかどうか、その点承りたい。

○郵政政府委員 お答え申し上げます。ただいま御質問ございました自由日本放送と申しますか、今朝の毎日新聞に載りました放送は、確かに発射されてゐるわけでありまして、私どもの電波監視局におきまして先月の二十四日に、試験的に発射された電波をキャッチしたのであります。その発信源につきまして、監視局におきましてその職責上調べましたところ、全国の監視局の方向探知をいたしました方向は、大体北京あるいは天津付近をさしているようであります。発射電波といたしまして、現在十メガ及び十一メガが付近の二つの波が認められております。私どもの調べました結果、この発信源が外国にございまして、国内的な行政の対象外となつておりますが、これが條約上適法なことであるかどうかにつきましては、現在私どもまだまづかりかねてございせん。なおそ

のほかいろ／＼最近外国の電波も日本に入つて参ります。これらの問題に對しては、電波監理委員会だけでどうするということにも参りませんので、政府の關係の部局の意見も十分に伺ひまして、もし必要な手段がございましたら、その手段をとるようになしたいと考えている次第でございます。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

したいと思つて次第でございます。

○田中委員 それでは日本電信電話公社法案、日本電信電話公社法施行法案及び国際電信電話株式会社法案を一括して議題といたします。橋本委員。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

て行く形勢として公共企業体が生れる場合、もう一つは私企業というものがだん／＼大きくなりまして、企業の集中化、大企業化という傾向がだん／＼できて来る。その集中化、独占化された企業になります。これは非常に公益性を帯びて来る。非常に公益性を帯びて来る事業につきましては、一般の私企業形態よりは公益性を重んじて、しかも経営能率を維持して行きながらやつた方がいいという意味の公共企業体の形、言いかえれば私企業の社会化としての公共企業体、もう一つは国営企業の能率化を促進して行こう、こういう意味の公共企業体、この二つの種類が大体世界的傾向にあるように見受けられるのであります。いずれにしてもそういう意味での方向といつたしましては、二つの方向が考えられるわけでありまして、その生れ出づる結論としての公共企業体に対しての要請というものは、いわゆる公益性を維持しながら、しかも経営管理において非常に能率性を發揮できるような形をとつて行くという点において、両方の傾向は一致しているのではないかと思つております。すなわち公共性を維持するために、いわば株主資本による私的資本の支配でなくして、支配は政府の政策、政府の支配というものを頭に置きまして、経営自身におきましては企業体に経営管理をゆだねて能率を上げさせて行く、こういうところに公共企業体の生れ出づる一つのものがあつて、それがやはり本質ではないかと考えられるのであります。はなはだむずかしい問題でありますが一応これで……。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

の御説明で、二つの大體公共企業体の性格がある、こういう点についてはわれわれも同感であります。そこでわが国の場合において、今言うような意味での公益性というものを中心にして、国鉄の場合は公社にする必要がある、同様に電信電話公社もその意味が強いようになつております。しかしながら専売公社の場合は必ずしも公益性が中心でなくして、財政的収入が目標になつていくように考えられる。これは公社にした理由がそういうことでなくして、政治的な意味で、たとえば労働関係の運用あるいはその他の事情からして、専売公社の場合は公共企業体に移されたと思つておられますが、ただいまの説明から言つて、専売公社はその点についての御見解を伺ひたい。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

の行政を相混淆して行くというの、現実問題としてはやはり考えられる問題ではないか、こう考えられるのであります。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

○橋本(登)委員 大體政府委員の御説明で、現実に発射されている事実が証明されたようでありますが、もちろん問題は電波監理委員会の職責というばかりでなくして、他の治安当局の職責にもなるかと思つております。

ります。ただいまの御質問のよう
に、一体民営形態で行ける本質を持つ
ているのかどうか、あるいはあくまで
公共的支配のものとして行くべきかど
うかという点になります。これは
大臣の御説明不明瞭だとおっしゃいま
すが、この点はかなり詳しく御説明に
なつておるのであります。結局電信
電話事業のごとく、国民の利害にきわ
めて密接なる関係を有する事業におき
ましては、公共的支配というものは経
営形態がいかなりなしても存在する
ものというふうに考えております。民
営形態をとつたがゆえに、ただちに公
共性がなくなるというような考えはな
いのでありますけれども、これは單に
純理論的に解決される問題ではなく、
また事業の伝統的あるいは歴史的沿革
というものを考へて行かなければなら
ぬかと思ひます。世界各國の状況を見
てみましても、民営で非常に発達した
國もあり、日本と同じようにある
くまで國営主義をとつておる國もある
のであります。結局公共企業体をな
ぜとつて来たかという点におきまし
て、ほんとうに事業を能率的に經營し
て行く。またこの事業はあくまで一つ
の企業であることも事實である。しか
しながら公共的な支配というものはこ
れは否定できない。のみならず電信電
話事業におきまする技術的特性と申し
ますか、これが全國一体的な有機的な
關係にあるという状況、従いま
してそれは競争關係に立つて来ないとい
う点から見まして、私どもとしまし
ては、大臣から御説明がありましたよ
うに、やはり公共企業体という形が最
善の方法の經營形態であるというよう
に考へておるのであります。しかしな

が先ほど政府委員からも御説明があ
りました通り、公共企業体というもの
に対して、一つの公共企業体の形では
それが理想形態であるというものはな
いのであります。事業の性質等に應じ
ましてそれ／＼いろいろな形をとつ
ないことは、御説明申し上げるまでも
ないことではあります。結局目的的に考
えてみまして、もちろん民営形態で電
信電話の公共企業性が失われるという
疑いは絶対ないものであります。わが
國の在來の事業の沿革、また現在にお
きまする資金面、その他いろいろ／＼諸
般の情勢を考へてみまして、公共企業
体が最良であるという結論で、民営が
絶対にいかにぬという理由もそこには成
り立つていない。結局どこにこの成
目標を置き、どの程度にきめて行くか
というふうな問題でありまして、今後
の公共企業体の發達というふうなもの
につきましても、まだ／＼日本では公
共企業体は新たにできたばかりであり
まして、これが十分その目的を達する
ように、事業の性質から考へて判断を
し、またそういう努力が払われなけれ
ばならぬというふうに私どもは考へて
いる次第であります。

○橋本(登)委員 次官の御答弁はやは
り大臣と大体同工異曲であります。か
ら、私の意見とは少し違ふようであり
ますが、電信電話事業は、他の諸外國
においても民間でやつてゐるところが
相當ある。こういう現実の事實から考
えて、必ずしも民間事業でやつて公益
性を失ふものではないという議論のよ
うであります。私の申し上げました
のは、こういう日本の場合を特にさし
て言つておるのであります。日本の場合、電
信電話事業というものがもちろん沿革
的にあります。沿革的にもあります
が、自然的独占性を持つてゐるこの
例は、あえて日本ばかりではなく、ア
メリカの場合においてもそういうこと
は將來は考へられるだらうと思ふ。ア
メリカの場合は都市を中心として、電
信電話事業というものが自然發生的に
民間に生れて来た。しかし將來全米的
に、しかもその關係が非常に複雑をき
わめて来た場合においては、アメリカ
においても公共企業体という形式がと
られるのではないかと、これは將來の
問題であります。従つてこれは電信電話事業自体
に、公共企業体の性格を持つてゐるの
ではなからうか、従つて經營上、より
能率的なあるいは最善の案があつて
も、たとへばそれが民営ならば民営
で、そういうものがあつても、その高
度の公益性という点及び電信電話事業
の自然的な独占性という点から考へ
て、公共企業体が最適任であり、原則
として民営に移すべき性質のものでは
ないというふうに私は考へてゐるので
あります。ちやうど大臣がおいでにな
りましたから、大臣からこれについて
の御意見を承りたいのですが、ただこ
うなりますとおそらく当局の方で困
りになるのは、その一環的な一つとし
て、國際電信電話を会社にまわすとい
う問題が同時に提案になつておられ
ますから、その関連性において非常な困難
があるかと思ひます。電気通信事業と
いうものは、その性格から見て、少く
とも公共企業体が原則であるというふ
うに考へておるのであります。その
点について大臣の御説明を願ひたい
と思ひます。

○佐藤國務大臣 先ほど來私欠席して
おりましたので、次官からお話申し上
げたと思ひます。ただいまの御意見私
どもしごくごもつともだと思ひます
が、そも／＼抽象的な議論をすること
は、いかにも原則を一つ打立てるよう
であります。いろいろ／＼誤解を招きや
すいのではないかと思ふのでありま
す。と申しますのは、抽象的な原則論
で申せば、事業の性格自身がいかよう
であらうとも、最も能率的な、また利用
者の便益を十分果し得るような經營形
態であるならば、それでよろしいのじ
やないかという議論も、これは原則論
としては成り立つのではないかと思ふ
のであります。従つて民営でやらなけ
ればいかにぬとか、あるいは國が直營し
なければならぬとか、こういう強い
主張は必ずしも私賛成しかねるのであ
ります。しかしした今橋本さんの御
意見のうちにも御指摘になつておられ
ますように、事業自身が非常に公益を増
進し、同時にまた独占形態になつて来
る。いわゆる特殊な權益を会社經營者
に付與する、こういうふうなことになる
ならば、その性格上、利用者全体に
還元されるような方法で、經營形態も
考へて行くべきだ、こういうふうな御
意見だつたと思ふのであります。私し
ごくごもつともこのように思ふのであり
ます。しかし私どもが今日國內の電信
電話会社をつくつたり、あるいは國際
關係で会社を設立しようとしたしてお
りますのは、その現在の環境がどうい
う状況にあるのか、現在の環境を打破
して、そして本來の使命を達成するの
に、どういふ形態が最もよらしいの
か、こういうふうな観点に立つて、私
どもは國內は電信電話公社の形がよろ
しい、國際的なものは会社の性格で十

分目的を達し得る。そこで橋本さんが
御指摘になりましたような不都合な点
とか、あるいはいろいろ／＼經營上におき
ましても、特別な人たちに特權を付與
したようなかっこうになることを避け
る、こういうふうな意味におきまして
は最高權威である政府自身が十分これ
を監督して行つて、そして利用者本
位に運營される、利用者の利便を増進
して行く、こういうふうな形に十分指
導監督する、こういうふうな物を考へ
て行くべきではないか、かように実
は思つておるのであります。従いまし
て一般的な御意見といたしましては、
私ども當然考へて参らなければなら
ない点でありまして、先ほどからの御指
摘の点はさうに考へるのであります
が、今日の現情勢下におきまして、四
圍の環境等を勘案いたしまして、その
きに対応して經營形態を考へて参る、
かような考へ方から公社案並びに会社
案が生れたもの、かように御了承いた
だきたいと思ひます。

○橋本(登)委員 そこで私は與党です
が、一応こういう根本問題についての
政府当局の考へ方を確かめておきたい
のは、従來こういう点について非常に
あいまいのうちに公共企業体ができた
り、御都合主義でできておるようです
から、根本的な問題を聞きたいので
す。そこでややもすれば資本主義經濟
の國家では、公共企業体もしくは國營
事業というものは、できるだけ民営に
移すのだという、非常に百年も前のよ
うな考へ方を持つておる人があるよう
です。これは非常に間違つた考へで、
資本主義經濟であらうと、あるいは社
会主義經濟であらうと、資本主義經濟
においてもその事業自体が独占性を持

○橋本(登)委員 ちよつと私の質問があるいは明瞭でなかつたかもしれませんが、「両議院の同意を得て、内閣が任命する。」こうなつておられます。それから第二十一条に「総裁及び副総裁は、内閣が任命する。」とつちも内閣が任命するのです。そこで従来の電通省の場合においては、これは直接の責任は大員ですが、今度は直接責任は内閣が任命した経営委員会にあるわけですが、この場合、この内閣という意味は内閣総理大臣という意味ではなくして、内閣全体の連帶的責任というふうな解釈されるのです。従つて内閣が任命する場合に、やはり閣議の一致を見なければ、多数決でもけつこうですが、閣議の一致を見なければ任命することができないということになると思ふのであります。従つてこの公共企業体は、内閣が最終の責任地位である、こういうふうな解釈してよろしいと思ふのですが、その点についての御見解をお聞きしたい。

○佐藤國務大臣 ただいまのお尋ねの通りに私も考えております。

○橋本(登)委員 そういふ意味から解釈しますと、これはまあどの公共企業体も、国鉄もそうなつておるのであります。従つて郵政大臣の監督権というものは、これは当然公共企業体をして能率的に仕事をさせるために、監督権を少くしたのだ、こういうことでそれはわかるのですが、公共企業体の監督権及び形式上の所屬は、郵政省にはありますけれども、結局は最高官廳部の責任は内閣に所屬するのですからして、直接のつながりは内閣にある、こういうふうな解釈してよろしいのではないか、こういうふうな思ふのです。

が、その点の御見解をひとつ承りたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 ちよつとその点は、あるいは誤解しておるかわかりませんが、国自身が全部の責任を持つことに相なるわけでありまして、その国の最高機関の意思決定方法としては、たゞいまお話のありましたように閣議に出て参るわけでありまして、閣議で最終的決定をして、そうして国の意思がきまるわけでありまして、その場合の発議機関と申しますか、あるいは起案官庁と申しますか、それが所管省として郵政省がありまして、郵政省が第一の責任者になりまして処理して参るわけでありまして、従ひましてその事務の性格によりまして、政府全体の意向としてきめなさい、郵政大臣限りで処理して参るものもありまして、その範囲におきましては、これは問題なしに郵政省自身が責任を持つて、また郵政大臣の責任において事務が処理されるわけでありまして、事務の性格によりましては、内閣の意思決定によつて処理されるものもあるわけでありまして、その点は大だいま申し上げた点でおわかりだと思ひますが、閣議決定の意向については、これは郵政大臣が直接の問題として申すよりも、政府全体としての意向として物事がきまつて行くようにお考え願ひたいのじやないか、重大なる問題につきましては、郵政大臣の考へておるようになか／＼行かない場合もあるだらうと思ひます。しかしながら同時にそれは郵政省が発議官庁であり、同時に第一次的な直接の官庁である点においてはかわりがないと思ひます。

○橋本(登)委員 私がこれをしつこくお聞きするゆゑは、非常にひつつかかつて来るのですが、ただいま大臣は発議権があるように言われておるけれども、この条文の中には総裁、副総裁及び委員に対する候補者を選定する権限はないのです。もしありとすれば官房長官にある。これによればあるいはまた財政問題にいたしましても、いわゆる予算の調整権は郵政大臣になつて、郵政大臣はトネル機関で、大蔵大臣が閣議において調整を行うとはつきりしている。ですから最高人事権においても郵政大臣は発議権がない。その事業を行ふべき予算及び事業計画についても、郵政大臣はこれを取次いで、大蔵大臣が検討して行く、内閣がこれを調整して決定する、こうなつておる。そのなから、最高人事権すらもこの条文から言へば内閣が行うと言へば、官房長官に発議権がある。あるいは財政問題、事業計画に對しても、大蔵大臣が調整して閣議にこれを諮り、決定したものは郵政大臣を通じて公社に通知をする、トネル機関であることが、公共企業体の性格として当然であるという見解ならば、これはけつこうなんですか、ただ今までやつて来たところから考へても、ややもすれば人事権の問題が複雑怪奇になつたり、あるいは財政の監督権を通じて、その公共企業体の他の官庁によつていろいろと動かされて、もう少しつきりしたものを考へて、もう少しつきりしたものを考へて、法文としてつくるべきではないか、こういう点から私は内閣の問題をやかましくいろいろと申し上げたのです。大臣は発議権があるように言われており

ますが、もう一度条文を見ればおわかりになるように、大臣には監理委員会の委員の候補者を出す権利もなければ、総裁、副総裁を出す権利もありません。この条文で言えば、内閣における官房長官が候補者を出す、こういうことになりまして、そういう点でよろしいのかどうか。單なる法律の範囲内においてはの公社に対する監督権を大臣が持つておられるというだけでは、この法律の範囲内における郵政大臣の監督権というものは非常に狭少であつて、私も二つ三つくらい詳しく調べたいと思ひますが、非常に名前だけはけつこうですが、法律の範囲内というところになりまして、ほとんど監督権というものはないといつていいくらいであります。こういうふうな条文で、そこで郵政大臣が円滑に監督機能を發揮できるかどうか、こういう点が私の質問の要点なんです。この点についての御説明をお願いしたい。

○御説明員 この監督を郵政大臣といはしておりますのは、これは一般的な監督をここにきめたのでありまして、もちろん「この法律により」ということとなつておりますが、他の法律によつても、たとえば電信法あるいはその他関係法律によつての監督というものは、郵政大臣が持つております。御指摘の予算につきましては、これは大蔵大臣が提出しまして閣議できめる、それをさらに国会に出すという形になつておるわけでありまして、これは郵政大臣が予算をきめるということではななくて、やはり事業計画その他につきましては、郵政大臣の審査する国の予算ではないのであります。予算に準じてまして、手続としましては一般予算と同じような経路をとつて、すなわち大蔵大臣がこれを調整して閣議に諮り、その場合にはもちろん郵政大臣は出て行くわけでありまして、閣議として決定して行くのだというのを書いてあるので、郵政大臣の権限がきつて小さいといふふうには私ども考へてないわけでありまして、もちろんそれ以外に監督命令を出すということは、この条項にも明らかなく、主管大臣から出て来るわけでありまして、人事につきまして内閣で任命することになつておりますが、これは要するに任命権の問題であります。そういうような次第で、御指摘の点が郵政大臣一人で全部片づけるというようにすることがいかにどうかということでありまして、国の行政組織でそれ／＼主管のところで関係の事項につきまして処理するといふ形勢は、あらゆる方面でとられておる点でありますので、特に郵政大臣の権限を区々たるものにしたといふふうには考へられないのであります。なお先ほど監理委員会というふうなお言葉がありました、この法案におきましては経営委員会としまして、監理委員会というものは指導監督、意思決定の機関ということが国鉄の法律において明確でない。本法案におきまして、重要な事項の意思決定機関として、その性格を明らかにいたしております。この点商會社の取締役会との相違と申しますれば、取締役会におきましては、株主總會においてきめる以外のことは、全部取締役会できめるという形になつておるのですが、この経営委員会は重要なことといった言葉が中に入つておるという点において、若干の差異を持つておるわけでありま

れを狭く解釈すれば、郵政大臣にはそういう予算の実施状況について実地監査を行う権利がない。大蔵大臣は特に、こういうことを明記してあるために、実地監査を行う権利がある。こういうような解釈もできるのであります。従つてここまでは大蔵大臣が入つて来るということは、せつかく公共企業体が自由に、彈力のある予算を組んで、そうして民営の長所を取入れて、能率的な運用をしよう、こういうときに、こういうような大蔵大臣の実施状況についての実地監査まで行うというような極限を與えることが適當かどうか。こういう点についてわれ／＼は疑問を持つのであります。大臣の御見解を伺いたいのであります。

○佐藤國務大臣　郵政大臣の実地調査は自体の問題は、これは一般監督官庁として當然あるわけでございまして、これは一般の監督官庁としての本来の姿で、當然出て参ることでございまして、従いまして郵政大臣の権限を排除はしておらない。ただ問題は、大蔵省の関與する面が非常に多いのではないかと。こういう点については、公社にいたしました場合の実基本的な問題であります。御承知のようににこの案をつくりまします際に、一面におきまして、事業の性格上国がうんと関與すべきではないかという議論もありますし、あるいはまたできるだけ公社の責任者の責任において、事業の経営をさすべきではないかという議論もあつたわけでありまして。前者の議論をとりますならば、大蔵省が今日各省予算を審議し、また国会に對しましても、予算委員会等で御審議を願つてと同様な

形のもので、当然出て参るわけであり
ます。後者の議論をいたしますなら
ば、郵政省だけでもできるだけこれ
を減して参る、従つてその面におい
ては、大蔵省ももうんと後退すべき
ではないか。場合によりましては、国会にお
きまして、議決を要する事項なの
か、あるいは承認を要する事項でよろ
しいのか、この辺が非常に議論の存し
た点でございます。そこで予算の扱い
方の点におきましては、すでにでき上
りました鉄道公社法、専売公社法等の
扱い方の例にまづよることを本體とい
たしまして、若干のくふうをいたし
て、今回の電信電話公社を設立するこ
とにいたしましたのであります。従いまし
て御指摘のような理想的な考え方から
見ますれば、今回のこの措置必ずしも
十分とは言えないように思います。た
だこれは今までできておりました鉄道公
社法なり、専売公社法等の先例をいま
しばらく採用してみようという意味にお
きまして、大體同じ形を採用しておる
ということでございます。

○橋本(登)委員 大臣のいろいろ苦勞
のあるところはよくわかるのでありま
すが、これはこの際新しくできるのであ
りますから、できるだけ理想的な形
態に移してやつて行くことが本筋であ
ろうと考えますので、その点を質問す
るのですが、こういうふうには大蔵大臣
が各条項に積極的に乗り込んでおりま
すために、こういう考え方があつたの
ではないかと思ひます。大蔵省という
ところは金をもうける機関ですから、何
とか金をもうけようという考え方もあ
るでしょうが、そこで独立採算制、こ
れは電信電話事業が公共企業体になる
前からですが、独立採算制を唱えてお

る。それにもかかわらず昭和九年から
昭和二十年の間に、一般会計へ利益金
のうちから繰入れをした額は、十四億
六千四百万円ある。これは収入に対す
るその比率は二割を越えています。こ
ういう龐大な金を今まで一般会計に吸
収せしめられておる。搾取されておる
のです。そして一方においては、電信
電話の復興ができておらない。非常に
同じく今度の法案の中にも出ておる。
たとえば利益金の処分においては、そ
の利益金の処分の場合においては、そ
の損益補填をして、余裕があればこれを
一般会計に繰入れる、国庫に納付する
という規定になつておる。これは説明
によれば、できるだけ十分に損益補填
なり積立金をして、そして残つた額
を国庫に繰入れるのだ、こういう説明
のようでありましかれども、これは関
係当局の方からいへば、そういうよう
な氣持でありましかれども、法の
上からいへば、それは解釈できない。
やはり特定の積立金をして、なお残り
があれば、金額のいかんを問はず、相
当金額を国庫に納付しなければならぬ
という、国庫納付金制度の承認であ
ります。こういう考え方は、独立採算制
をとるといふ建前からいつても、非常
に矛盾がありはしないか。しかも電信
電話という事業が、今日各方面から非
難をこう／＼として受けておるとき
に、その擴張費用にあるいは改善費用
に、特別積立金としてこれらが増えら
れるならば別であります、そういう
ような法上の積立金をした残りは、
国庫に納付するやうな制度を認めると
いうことは、はたしてこの独立採算制
の建前からいつて妥当なものかどうか

これがもしマイナスの場合において
は、一般会計からこれを繰入れる、こ
ういうやうな相互規定でありますな
らば、これはやむを得ないものでありま
すけれども、損をした場合においては、
一般会計からは繰入れない、もうかつ
た場合においては一般会計にこれを繰
入れる、こういう考え方は、要するに
電信電話料金の収入というものを税金
と同じように、国家財政の収入の一つ
として考えているから、こういう議論
が出て来るのではないか、こういうふ
うに考えるのです。こういう例は、外
国にもあつて公共企業体においては
ないのであります、少くとも電信電
話事業は、国の金もつけの機関ではな
くして、高度の国民の公益性を發揮す
るための機関であるのであります。さ
う、その利益金を、いわゆる国庫に納
入するといふ考え方はやめなければな
らぬ。もしそういう余裕が、改善をし
てなおかつ金の余りがあるならば、当
然これは料金の値下げに向けるべき性
質のものである。こう考えておるので
すが、この点に対する國務大臣の御所
見を承りたいのであります。

○細説明員 ただいまの利益金の処分
につきましては、今橋本委員の御意見
の通り、私も完全なる独立採算制を
とることが妥当であるといふふうに考
へたのでございまして、大蔵当局とい
ふ折衝中におきまして、また大蔵
当局としても一つの意見があつたわけ
でございまして、御承知のように政府全
額出資になつていて、真に独立採算制
をとり、ほんとうにこの企業を實業主
義といひますか、要するに役務の對象
として料金が入つて来るという態勢を
考へてみますと、資本に対して一定の

利子なりあるいは利益をわけるとい
うことは、必ずしも妥當を欠く措置であ
るとは考えられないという主張も、ひ
とつの意見として出て参るのではない
かと思ひます。ほんとうにこの事業
を、最も合理的に経済的に經營して行
く。料金も適正な合理的な料金を設定
いたします場合においては、そういう
やうな顧慮というものがされなければ
ならぬのではないかと思ひます。と同
時に今橋本委員の御指摘のごとく、ま
さに電信電話事業は国民の要望に沿
うて、需要に応じた供給がなされなけ
ればならぬといふことは、まことにごも
つともな御意見で、これに対しては私
どもも全然御同意でございます。従つて
いふ／＼とくりくつはありますが、ともかく
一應現在の段階におきましては、税金
も免除する、利益金があつたら、そ
ういふものは建設資金等にまわしまし
て、もつと国民にいいサービスを提供
すべきであるといふことが、一番妥當
な理論と考へられますが、ただ国鉄と
比較してみますと、もちろん国鉄にお
いては、国内に私企業によるところの
運輸事業が営まれておる。そちらの方
は当然税金を負担している。国鉄は公
共企業体として税金を負担していな
い。その間においてかなり、何と申し
ますか、一般の企業との公平性から申
しますれば、これは税金を課するから何
かしなければならぬといふやうなこと
も、当然考えられるわけでありまし
て、これらの状況を考へてみますと
ば、利益があつたならば、もちろん一
般企業に納付するといふやうな規定を
設けなければ、国鉄と私鉄との関係は
説明できないのじやないか。そういう

意味合いにおきまして、国鉄はこの公
社法とまさに逆の規定をいたしてお
るのであります、ともかく剰余金があ
れば、これは一般会計に納付するの
だ。そのかわりどうしてもやれなく
欠損の場合には、一般会計から補填す
るといふことになつておるわけであ
ります。終戦後国鉄の方におきまし
ても、復旧整備の点において、非常に資
金がある、非常に赤字だといわれた時
代もあつたように私も承知いたして
おるのであります、その際におい
ても、もちろんそういう余裕はないけ
れども、そういう規定が設けられてあ
る。結論的に申しますと、いろいろと
説は立て得るのであります、今御指
摘のような点が、現在の段階におい
てはきつめて正しい。また正當な適切な
御意見であるといふことにつきまし
ては、まづたく異議ないのであります
が、過去の例におきまして、国鉄等に
おいても、原則として一般会計に納付
すると書いてありましても、これは剰
余金を繰越しまして、補正予算の財源
等にするといふことで、いまだにかつ
て剰余金を納付しているやうなことは
現在までは現実にはないやうでありま
す。電通といつたしましてはこれを逆
にしまして、原則として積立金にする。
しかし觀念として、一般会計に
納付する場合もあるといふふうに私
ども解釈いたしますと同時に、現状の電
氣通信施設の状況におきましては、で
きるだけ擴張資金を確保するといふ意
味合いにおきまして、これは政府当局
のもちろん重要な認識のもとに、一般
企業に納付することは、実際上今のと
ころは考えないでもいいのじやない
か。法文におきましては御指摘の通り

になつておりますが、これらの規定の制定にあたりましては、そういうような経路をとりましてつくられておりますので、実行上におきましては、公社を担当する人は、また国会においても政府においても、そういう金を納付さして、電信電話の整備拡張を遅らせるというような御心配はないのではないかと、いろいろに、私も信じておる次第であります。

○橋本(登)委員 次官の気持はよくわかるのでありますが、ただ基本的な考え方はつきりしておきませんと、いろいろな障害が起るといふことは、今次官からの説明の中に、国鉄においてもそういう例があつた、こういうお話ですが、これは間違つておるのです。というのは、国鉄とかあるいはこういう公共企業体の電信電話事業などが、利害と経費を打合せず、国民の福利のために、普及徹底しなければならぬ義務を持つておる。ですからこれを私鉄と関連して考えたり、あるいはまたこの公共企業体でもし民営事業があるとすれば、それを考へて、一方は税金をとつていないからして、その税金のかかりに国庫へ納入する金があるのだという、そういう考へ方では、公共企業体という目的があやふやになるのでありますからして、その点をよく御認識願ひたい。なぜ国鉄が公社であり、またこの電気通信事業が国営であつて、今度公社になるかといふと、その目的が違ふ。私鉄の場合においては、もちろん公共性がありますが、これは採算の合わないところに私鉄はやる必要がないし、またやらない。国鉄の場合には、採算が合おるが合ふまいが、国家全体として必要な場合においては、そ

の建設をやらなければならぬ義務を持つてゐる。同様にこの電信電話公社も、採算が合ふと合わないを問はず、国民全般の利益増進のために、これは公共の福祉を増進するために、拡張する義務を持つてゐる。従つて税金の対象になるべき性質のものではないのである。こういう意味から考へても、納付金制度を認めるということとは、非常に基本的な観念があやふやであるけれども、結局は納付金制度を認める、こういう結果に陥りまして、實際的な問題といたしましては、今次官が言われたように、納付金を納めることとはないでありまして、納付金も、根本概念としてその点を明確にしておきませんと、非常に将来において誤解を生ずるおそれがありますので、本員はその点をやましく追究しておるのであります。その点一応大体の意見を申し述べておきます。

なお時間がありますので、国際電信電話公社法の方についての質問は保留しておきますが、なお簡単にこの公社法の方についてお聞きしたいのは、これは簡単な問題であります。経営委員会の構成ですが、この点は、たとえば経営委員会は委員三名とそれから特別委員二人によつて、五名の経営委員会ができるのですが、そのうち委員長またはこれを代理する者一名と他の二名が出席すれば経営委員会を開くことができます。こうなつております。そのうち委員長と、これは大体あり得ないことかもしれませんが、論理的にはあり得るのですが、委員長または委員長を代理する一名、いわゆるこれは経営委員であります。それともし経営委員のうち二名が欠席をして一名だけが

出席をする、そこで特別委員の二名が出席すれば議決することができる。このうなるのであります。これはこまかい問題ですが、経営委員会というものの性格と、いわゆる公社の役員の性格とが混同する危険がある。すなわち公社の役員である総裁及び副総裁が出席して、そして経営委員の方から一名出ればこれを議決することができる、こういうことになりまして、これはまあ総裁と副総裁でありますから、意見がわかれることは原則としてあり得ない。いわゆる役員会の決定を持つて来て経営委員会にかけるのでありますから、総裁と副総裁の意見は同様でなければならぬ。そういういたしますと、もし二名の欠席があつた場合において、は、いわゆる総裁、副総裁によつて経営委員会の議決が可能だということになる、そういうことが結局経営委員会の性格と役員会の性格とを混同して、同一のものにする危険がありはしないか。従つてこの点については何らかの救済する考へ、救済規定と言いますか、条項を修正する考へはないか、その点を伺います。

○田中委員 答へいたします。ただいま申し上げたように最低数を三名といたしておきまして、委員長またはこれを代理する者は委員から出ますし、それとあと二名、ちようど総裁、副総裁が特別委員で二名を補充しますから、お説のようなことは考へ得るのでありますけれども、結局これは最低限の定足数を定め、しかも委員長という者または代理する者が必ず出なければならぬという形になりまして、最低数をきめてあるのでございますから、考へようによりましてはまたまったく逆

の場合で、総裁、副総裁が全然いなくて、普通委員だけで形成されるということも考へられるのであります。私も、私もといたしましては厳格に解釈いたしますと、御指摘のようなことになるかと思ひますが、實際上におきましては大して支障がないものと考えまして、こういうふうに規定いたしておる次第であります。

○橋本(登)委員 公社関係の質疑は私はきようはこれをもつて打ち切りといたしまして、続いて国際電信電話公社に對する質問もいたしますが、これは次官に譲りたいと思ひます。

○松井(政)委員 議事進行について、きようは本会議で記名投票がありまして、理事会を開いていただいて、きようの日程等打合せしていただきたいと思います。

○田中委員 それではただいまはこの程度にとどまして、理事会を開いてきめることにいたします。もし招集がないときは明日開会いたしますが、これは公報をもつてお知らせいたします。

それでは一応本日はこれにて休憩いたします。

午後三時十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕